

太田市障がい者虐待等防止事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各条に掲げる用語の意義は、法第2条の規定に定めることとし、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

2 前項の規定による虐待等は、次に掲げる行為をすることをいう。

- ア 障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
- イ 障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
- ウ 障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- エ 障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による（1）から（3）までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
- オ 障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

(事業内容)

第3条 この事業は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 虐待等の早期発見及び防止対策に関すること。

- (2) 権利の擁護及び虐待等に係る相談体制に関すること。
- (3) 虐待等防止等に係る関係機関との連携強化に関すること
- (4) 虐待等防止対策等の運営管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、権利の擁護及び虐待等防止に市長が必要と認める事項に関すること。

(相談窓口の設置)

第4条 市は、第3条の内容により虐待等の防止及び早期発見、並びに対応の迅速化を図るため、相談窓口を設置するものとする。ただし、連携協力する者のうち適当と認められる者に法第32条、33条の規定により業務の全部又は一部を委託することができる。

(虐待等に係る通報等)

第5条 障がい者の生命又は身体に重大な危険が生じている虐待等を受けた障がい者を発見した場合若しくは虐待等が疑われる場合は、速やかに市長に通報しなければならない。また、市長は法第17条の規定により内容を知事に報告しなければならない。

(立入調査)

第6条 市長は、前条の通報等があった場合は、法第11条により当該障がい者の住所又は居所に立入調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(連携協力体制による援助要請)

第7条 市長が必要と認める場合は、医療、保健、警察署及び福祉関係機関等の適切な援助協力を次に掲げる事項について求めることができる。

- (1) 要保護者に関する情報交換に関すること。
- (2) 要保護者の実態把握に関すること。

- (3) 要保護者に係る援助及び支援計画の検討に関すること。
- (4) 要保護者対策を推進するための啓発活動に関すること。
- (5) 要保護者の生命又は身体の安全の確保に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が目的を達成するために必要な事項。

(事業実施上の留意点)

第8条 本事業は、来所、電話、訪問等の方法により行う。

- 2 事業者は相談・指導の内容を対象者ごとに記録し、適切な事後処理に努めるとともに指導の一貫性を保つよう配慮すること。
- 3 事業者は本事業の実施にあたって職務上知り得た障がい者等に関する秘密を保持しなければならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。